

大阪国際がんセンター公的研究費不正使用防止計画

令和3年度

大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）では、「大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第4条第2項により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、大阪国際がんセンター公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

1 運営・管理体制

① 最高管理責任者：総長

本センターにおける公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：臨床研究管理センター所長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者

各部署における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2 不正使用防止計画

①責任体系の明確化

○目標

公的研究費の管理業務に関する責任体制を明確にし、公的研究費の適正な管理と機動的な運営を図ることを目標とする

○不正を誘発する要因

異動や時間の経過等による責任意識の低下

○計画

各種会議やコンプライアンス研修等において、各責任者に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあっては、引継等を実際に行い、責任意識の低下を防止する。

②適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

○目標

公的研究費の大部分は国民から徴収される税金が原資となっていることを常に認識させ、研究費の不正使用を許さない環境の整備を行うことを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 公的研究費の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識の欠如
- 2) コンプライアンス意識の希薄さ

- 3) 不適切な会計処理であっても結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さ

○計画

- 1) 公的研究費の運営及び管理に関わるすべての研究者等を対象としてコンプライアンス教育への参加を義務付け、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明する。
- 2) 研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス研修を通じて意識の向上を促す。また、研修後のアンケートにより受講者の理解度を確認する。
- 3) 全研究者等から誓約書を徴取し、不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とする等、厳しい処分を行う。

③公的研究費の適正な運営及び管理活動

○目標

研究計画に沿った適正な執行を推進し、研究費の無理な使い切り等をしない、させない体制を構築すること、また、人件費や旅費等、検収確認対象でない執行についての事実確認体制を構築することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 予算執行状況や債務が適正に把握されていないことによる年度末に集中した予算執行
- 2) 偏った予算執行による業務集中がもたらす事務担当者の管理不足
- 3) 非常勤職員の出勤実態の確認不足
- 4) 出張日程や根拠書類の確認不足

○計画

- 1) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。
- 2) 特に執行率の悪い研究者等に対しては、ヒアリングを行い、研究費の繰り越しや返還等の指導を行う。
- 3) 研究者等に対して、発注内容の記録等を行うよう指導する。
- 4) 人事勤態システムにより研究者等の出退勤状況を事務担当者が管理。不定期に実態調査等を実施する。
- 5) 研究者等が行う出張について、財源に関わらず、復命書及び出張の事実を証明する書類の提出を義務化する。打ち合わせのための出張の場合は面会者等を復命書に記載するよう求める。

④発注・納品・検収体制の構築・維持

○目標

物品納品の有無を確認する一次検収を事務部門、物品・性能等に関する二次検収を研究者が行うという検収体制を構築しているが、その実効性について継続的に検証を行い、不正防止を推進することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 発注段階での財源未特定
- 2) 購入物品と研究内容との関係性の確認不足
- 3) 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係

○計画

- 1) 担当職員による納品事実の確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
- 2) 発注段階での財源特定を徹底するよう、コンプライアンス研修会等で指導・注意喚起を行う。
- 3) 特定の業者との密な取引がないか注視する。一定額を超える取引で比較見積書が提出されない時は、その理由を記した書面の提出を求める。
- 4) 取引回数、取引金額が一定の基準を超える取引業者に対し、別紙「誓約書」の提出を求める。
- 5) 不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」等に基づき、最長3年間の取引停止等の措置を講ずることができることを周知するとともに、他の業者へも注意喚起を行う。

⑤情報の伝達を確保する体制の確立

○目標

研究者・事務部門間においてコミュニケーションの円滑を図り、相互の信頼関係に基づく研究費管理業務体制を構築する。不正防止のため、相談窓口及び通報窓口についても広く周知をする。

○不正を誘発する要因

- 1) 不正が潜在化しかねない通報窓口についての周知不足
- 2) 誤った解釈での経費執行を招きかねない使用ルール等の未統一

○計画

- 1) 設置している通報窓口を、ホームページ等で公表し周知する。
- 2) 相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。
- 3) 公的研究費取扱者用の執行マニュアルを作成し、執行ルールの統一化を進める

⑥モニタリングの充実

○目標

研究費の不正使用の可能性が常にあるという前提の下、不正の要因を除去し、不正を抑止できるような環境作りを目指し、実効性のあるモニタリングを実施する。不正を発生させる要因を的確に把握し、より実効性のある不正使用防止計画を策定することを目標とする

○不正を誘発する要因

- 1) 不正使用の防止を推進する体制の検証不足
- 2) 不正使用発生要因に着目したモニタリング不足

○計画

- 1) 内部監査体制を強化し、抜き打ち監査を実施する。
- 2) 検査員は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用が発生しやすい要因に着目した検査を行い、リスクの除去・低減を図る。
- 3) 科研費の申請及び基本的な使用ルールを盛り込んだ「科研費ハンドブック（研究者用）」（文部科学省・日本学術振興会編集版）を配布。また、各手続きのマニュアルを作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
- 4) 監査での指摘事項・文部科学省 HP 掲載の他施設の不正事案を参考にその防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

(別紙)

大阪国際がんセンター 総長 殿

誓約書

当社は、大阪国際がんセンターとの取引に当たり、下記の事項を遵守して、不正行為に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

1. 大阪府立病院機構及び大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）が定めた規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. センターが公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には可能な限り、これに協力すること。
3. センターの研究者等から、不正な要求があった場合には、センターの通報窓口へ連絡すること。

(元号) 年 月 日

住 所 _____

社 名 _____

代表者氏名 _____ 印